

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日に
お休み
する日)

目次

◇告

示

字の区域及び名称を変更する旨の届出
生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による診療所を廃止した旨の届出
生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による病院を廃止した旨の届出

昭和四十四年二月鳥取県告示第百号の廃止

基本測量を実施する旨の通知

昭和四十四年度宅地建物取引主任者資格試験実施要領の
一部改正

◇告

公

昭和四十四年度鳥取県職員採用上級試験・中級試験の実
施

告 示

鳥取県告示第三百八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定
に基づき、米子市長から次のとおり字の区域及び名称を変更する旨の届出

があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域及び名称の
変更に係る字の
名称

同上の区域(昭和四十四年三月二十五日現在の地番
による。)

夜見町

字国道西五

夜見町字鉄道西二 一一七七の五、字国道西三の全
域、字国道西四 一七四二の一、一七四二の二、一
七四二の三、一七四二の四、一七四三の一、一七五
一の一、一七五一の二、一七六六の二、一七六六の
四、一七六七の二、一七六七の四、一七六八の二、
一七六八の四、一七六九の一、一七六九の二、一七
七〇の三、一七七二の三、一七七二の一、一七七二
の二、一七七三の一、一七七三の二、一七七四の
一、一七七五の一、一七七五の六、一七七六の一、
一七七六の二及び一七七六の三並びに字国道西五の
全域

夜見町

字鉄道西二

夜見町字鉄道西二のうち一一七七の五以外の区域

夜見町

字国道西四

夜見町字国道西四のうち一七四二の一、一七四二の
二、一七四二の三、一七四二の四、一七四三の一、
一七五一の一、一七五一の二、一七六六の二、一七
六六の四、一七六七の二、一七六七の四、一七六八
の二、一七六八の四、一七六九の一、一七六九の
二、一七七〇の三、一七七二の三、一七七二の一、
一七七二の二、一七七三の一、一七七三の二、一七
七四の一、一七七五の一、一七七五の六、一七七六
の一、一七七六の二及び一七七六の三以外の区域

上福原字中葭池

上福原字中葭池の全域、字吉池の全域、字下吉池の全域並びに字西葭池一三九二の一、一三九二の二、一三九四の二、一三九五の二、一三九六の一、一三九六の二、一三九七の一、一三九八の一、一三九九、一三九九の一、一四〇〇、一四〇一の一、一四〇二、一四〇二の一、一四〇三の一、一四〇四の一、一四〇五の一、一四〇五の二、一四〇六及び一四〇六の一

上福原字西葭池

上福原字西葭池のうち一三九二の一、一三九二の二、一三九四の二、一三九五の二、一三九六の一、一三九六の二、一三九七の一、一三九八の一、一三九九、一三九九の一、一四〇〇、一四〇一の一、一四〇二、一四〇二の一、一四〇三の一、一四〇四の一、一四〇五の一、一四〇五の二、一四〇六及び一四〇六の一以外の区域

鳥取県告示第三百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十四年 四月一日	石見診療所	日野郡日南町 上石見七六六の二	内科、外科	宮原讓治

鳥取県告示第三百十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	廃止年月日
日南町国民健康保険 石見診療所	日野郡日南町 上石見七六六の二	内科	昭和四十四年三月 三十一日

鳥取県告示第三百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十四年 四月十四日	幡 病院	鳥取市雲山 大道の下五七番地	精神科、 神経科	幡美枝子
五月 一日	藤山内科医院	鳥取市西品治 三〇五の二	内科、 小児科	藤山開三

鳥取県告示第三百十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一

項の規定に基づき、指定医療機関から病院を廃止した旨の届出があったので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廃 止 年 月 日
幡 病院	鳥取市吉方 二五一の一	精神科、神経科	昭和四十四年四月 十三日

鳥取県告示第三百十三号

昭和四十四年二月鳥取県告示第百号(牛等の移入を禁止する区域の指定について)は、昭和四十四年五月十六日限り廃止する。

昭和四十四年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類・基本測量(四等三角測量)

二 作業期間 昭和四十四年五月十九日から

昭和四十四年六月十五日まで

三 作業地域 西伯郡名和町及び大山町

公 告

昭和44年4月18日付鳥取県公報第4029号で公告した昭和44年度宅地建物取引主任者資格試験実施要領の一部を次のように改める。

昭和44年5月16日

鳥取県知事 石 破 二 朗

2 試験の場所中「鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂」を「鳥取市東町1丁目305 自治会館」に改める。

昭和44年度鳥取県職員採用上級・中級試験の実施について次のとおり公告する。

昭和44年5月16日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験区分及び採用予定人員

試 験 区 分	採用予定人員	
	約	名
上 級	農 業	5
	林 業	1
	農 業 土 木	1
中 級	土 木	1
	生活改良普及員	1

00446

2 受験資格

(1) 学歴及び資格

試験区分	学 歴 及 び 資 格
上 級	学歴は問いませんが、大学卒業程度の学力を必要とします。
中 級	学歴は問いませんが、短期大学卒業程度の学力を必要とします。ただし、生活改良普及員の資格を有する者又は昭和45年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者に限ります。

(2) 年齢及び性別

試験区分	年 齢 及 び 性 別
上 級	昭和17年4月2日から昭和23年4月1日までに生まれた者で男子に限ります。
中 級	昭和19年4月2日から昭和25年4月1日までに生まれた者で女子に限ります。

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。
 ア 日本の国籍を有しない者

1 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁て以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方 法

上級試験については教養試験、専門試験及び適性試験を大学卒業程度において、中級試験については教養試験、専門試験及び適性試験を短期大学卒業程度において、次の方法により行ないます。

ア 教養試験 公務員として必要な一般知能(判断推理、数的処理、文章理解、資料解釈等の能力)及び教養(社会、人文、自然等の知識)について択一式により行ないます。

イ 専門試験 試験区分に応じた専門的知識及び能力を有するかどうかについて、択一式及び記述式により行ないます。なお、試験問題は、それぞれ次の分野から出題されます。

試験区分	分 野
農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般

上級	林業	林業政策、森林經理、造林、森林利用、木材工藝、林産製造、森林工学
	農業土木	数学、水理学、応用力学、測量、材料施工、農業水利、土地改良、農業造構、農地造成、農業機械、農業一般
中級	土木	数学、力学、水理学、測量、土木材料、土質、土木施工、都市計画、河川、発電水力、港湾、道路、鉄道、橋梁、上下水道
	生活改良普及員	被服、食物、保健衛生、住居、家庭管理、家族関係、教育

ウ 適性試験 公務員としての職務遂行に必要な素質及び適性について検査を行ないます。

- (2) 試験日時及び試験場
 - ア 試験日時 昭和44年7月27日(日)
 - 受付時間 8時10分から8時35分まで
 - 試験開始 8時45分から
 - イ 試験場 鳥取県庁講堂(鳥取市東町1丁目220)
- (3) 第1次試験合格者の決定及び発表
 - ア 決定の方法 試験区分ごとに教養試験、専門試験及び適性試験の成績を総合して合格者を決定します。ただし、教養試

験、専門試験及び適性試験のうちいずれかが一定の合格基準に達しない者は不合格となります。
 発表 昭和44年8月7日(木)に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

- 4 第2次試験
 - 第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方法

- ア 口述試験 個別面接による試験を行ないます。
- イ 身体検査 胸部疫患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。
- ウ 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

(2) 試験日及び試験地

昭和44年8月下旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

5 最終合格者の発表

昭和44年8月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

6 合格から採用まで

- (1) 合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載され、え、任命権者の請求に応じて高ポイント順に掲示され、そのうちから採用者が決定されます。
- (2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間とします。
- (3) 給与は、原則として上級の場合は、給料月額26,588円と初任給調

整手当が支給され、中級の場合は、給料月額23,240円がそれぞれ支給され、その後は定期に昇給します。そのほか期末・勤勉手当（年間、給料月額約4・4月分）、通勤手当、扶養手当等が支給されます。

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「上(中)級申込用紙請求」と朱書し、おて先を明記して、15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。返信用の切手のないものは送付しません。

(2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「上(中)級試験申込み」と朱書してください。なお、受験票は後日郵送しますから、受験票の「郵便はがき」に住所及び氏名を記入し、7円切手をはってください。返信用の切手のないものは受験票を送付しません。

(3) 受付期間

昭和44年6月2日(月)から昭和44年6月30日(月)午後5時までとし、郵送の場合は、6月30日(月)午後5時までに到着したものに限り受付けます。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続には十分注意してください。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

8 その他

この試験の手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、おて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。